

情報提供

令和 6 年 9 月 18 日
福 祉 局

目黒区内における都立児童相談所の設置を求める要望への回答について

都は令和 6 年 9 月 4 日、目黒区から、令和 13 年度を目途として「目黒区碑文谷保健センター」跡地に都立児童相談所を設置すること及び令和 7 年度に目黒区こども家庭センター内に都立児童相談所のサテライトオフィスを開設することを求める要望を受けています。これに対し、本日付けで以下のとおり目黒区に回答しました。

- 1 地域における児童相談体制の一層の強化に向け、令和 13 年度までを目途に「目黒区碑文谷保健センター」跡地において都立児童相談所を設置することについて、目黒区と具体的な検討を進める。
児童相談所の管轄地域については、人口規模や地理的要件等を踏まえ、目黒区と近接する渋谷区の 2 区とする方向で検討する。
- 2 児童相談所と目黒区こども家庭センターとの一体的な運営を図るため、児童相談所のサテライトオフィスを活用した連携の強化方策についても検討していく。